

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：鉱工業の科学技術に関する研究及び開発 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等		
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況		
		・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	民間では困難なリスクの高い又は成果の回収に時間を要する研究開発を総合的に行い、その研究成果を産業界等へ普及することによって、我が国産業における科学技術水準の高度化を図り、新規産業の創出、既存産業の高付加価値化を通じた我が国産業の産業競争力の強化に貢献することを目的としている。	
		・当該目的が既に達成されているのではないか（達成されている場合、事務・事業の縮小、廃止等の見直しが必要な状況が生じていないか。）	鉱工業の科学技術に関する研究開発の研究課題は我が国の社会経済情勢により変化していくものであり、今後も本事務・事業の継続が必要である。	
		・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。	本事務・事業については、経済産業省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところでもあり、目的の達成が困難となっている状況が生じているとは思われない。	
		・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	本事務・事業については、経済産業省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところでもあり、有効性が低下しているとは思われない。	
	・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	本事務・事業については、経済産業省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところでもあり、係る問題等が生じているとは思われない。		
	社会経済情勢の変化の状況	・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	我が国産業の産業競争力の強化の必要性は一層高まっているところであり、新規産業の創出、既存産業の高付加価値化への研究開発の貢献は益々重要になっていると思われる。	
	地との関係	国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見	・本事務・事業により、どのような効果があるか。	本事務・事業の遂行により、我が国産業における産業競争力の強化に貢献し国民生活の向上に寄与するものと考ええる。
		・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	我が国産業の産業競争力の低下を招くことになると考えられ、国民生活及び社会経済の安定等に支障をきたす恐れがあると思われる。	

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：鉱工業の科学技術に関する研究及び開発 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等	
	利用者の状況 顧客 受益者等のニーズ 実態上の範囲等	・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。	民間では実施が困難なリスクの高い又は成果の回収に時間を要する研究開発を産総研が総合的にを行っていることに鑑み、これらの研究開発に国が関与しないとなった場合には、その研究成果の供給がなされない可能性がある。
		・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。	新規産業の創出、高付加価値製品による産業競争力強化を通じて、我が国経済の発展、国民生活の向上に寄与していくことにより、その成果は国民全体に還元されると思われる。
		・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。	民間では実施が困難なリスクの高い又は成果の回収に時間を要する研究開発を総合的にしているものであり、ニーズに沿ったものであると考ええる。
		・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。	受益者は国民全体に及ぶと考えられ、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとはなっていない。
		・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。	受益者は国民全体に及ぶと考えられ、特定の者を過度に優遇するものとはなっていない。
必要性 事務及び事業を制度的独占により行う （のみ記入）	制度的独占の必要性（制度的独占により行われている事務・事業についてののみ記入）	・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。	
		・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：鉱工業の科学技術に関する研究及び開発 関係）

項 目			独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
		・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	
		・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	・本独立行政法人の設立目的は何か。	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。
		・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	本事務・事業は設立目的を達成するため独立行政法人産業技術総合研究所法第11条で規定された業務である。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	地質の調査、計量標準の整備等と併せて一体的かつ総合的に行うことにより、我が国産業における科学技術水準の高度化が図られ、新規産業の創出、既存産業の高付加価値化を通じた我が国産業の産業競争力の強化につながるものと思われる。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	地質の調査、計量標準の整備等と併せて一体的かつ総合的に行うことによる、我が国産業における科学技術水準の高度化、新規産業の創出、既存産業の高付加価値化を通じた我が国産業の産業競争力の強化というメリットが失われるという問題が生じるとされる。
	現行の実施主体の財務状況	・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	独立行政法人設立時以降、独立行政法人制度を生かした取り組みとして、民間との共同研究の推進等によって大幅な自己収入の増加が図られているところである。
		・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、本事務・事業のみをもって財務状況に影響を与えるか否かは言及できない。

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：鉱工業の科学技術に関する研究及び開発 関係）

項目	独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<p>・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。</p> <p>産総研の事務・事業間是有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、本事務・事業の実施により行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況の判断はできないが、産総研全体として業務の見直し、コスト削減の努力を行い、運営費交付金を充当して行う業務について年度平均1%の業務の効率化を図っている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連する事務及び事業の実施主体との分担関係</p>	<p>・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。</p> <p>産総研は、研究開発のリスクが高く、また、成果の回収に時間を要するような民間では行うことができない研究開発を総合的に実施しているものである。</p>
	<p>・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。</p> <p>上記の分担関係は変化していないものとする。</p>
	<p>・現行の分担関係には、どのような効果があるか。</p> <p>産総研は、研究開発のリスクが高く、また、成果の回収に時間を要するような民間では行うことができない研究開発を総合的に実施することによって、我が国産業における科学技術水準の高度化を図り、新規産業の創出、既存産業の高付加価値化を通じた我が国産業の産業競争力の強化に貢献するものと考えている。</p>
	<p>・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。</p> <p>産総研が行っている事務・事業の性格上、分担関係を変更することは想定されない。</p>

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：鉱工業の科学技術に関する研究及び開発 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	独立行政法人制度を活かした人材、資金面での重点化及び分野融合的な研究の実施が可能であり、民間では困難なリスクの高い研究開発を効率的かつ効果的に行うことができると思われる。
	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	民間単独で実施するにはリスクが高く、成果の回収に時間を要するような研究開発において、産総研はその研究成果の社会への幅広い移転等も行って来ているが、民間の主体等に委ねた場合、実用化・商品化を見据えた結果の出やすい研究のみが行われる可能性があり、産総研が実施するような研究開発及びその成果の普及が必ずしも実施されない恐れがあると思われる。
	・ 本事務・事業を、なぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。	
	・ 本事務・事業を、公務員以外の者が担当することとした場合、どのような問題が生じるか。	
上等の状況に関する視点 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況	効率化、質の向上等の達成状況 ・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	研究の効率的推進、機動的な組織形態の維持、外部研究機関との連携、外部及び内部評価の充実、研究組織間の競争的環境の整備、外部委託の推進等、多くの取り組みが実施され、研究の量、質両面からの向上がみられる。
	・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	組織の改廃、個人評価制度の導入、特定の研究を加速させるための予算枠の確保等が、独立行政法人制度のメリットを十分に活かした理事長のトップマネジメントによって講じられているものと認識している。

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：鉱工業の科学技術に関する研究及び開発 関係）

項 目	独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<p>理事長のトップマネジメントにより、研究資源の集中投資による研究の効率的推進、再編・改廃などが行われ、今後も機動的な組織形態による業務運営が大いに期待できるものである。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">効率化、質の向上等に係る指標等の動向</p>	<p>・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。</p> <p>業務運営効率の高い研究組織や制度の確立、研究の効率的推進、機動的な組織形態、外部研究機関との積極的な連携・協力、自己改革等を効率化の指標とし、産業技術の高度化及び新規産業の創出への貢献、研究の質的向上を図り研究成果を積極的に発信すること等を質の向上の指標としている。また、質の向上における数値目標として、特許の実施契約件数、共同研究の実施件数、論文発表数及び論文のインパクトファクター総数等を設定している。</p>
	<p>・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。</p> <p>機動的な組織の改廃、人材の流動化の促進、個人評価制度の導入、特定の研究を加速するための予算枠の確保等、効率的な取り組みがされてきており、定量的な指標も順調に伸びている。</p>
	<p>・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。</p> <p>産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、本事務・事業に係るコスト等の状況についての判断は困難であるが、産総研全体として業務の見直し、コスト削減の努力を行い、運営費交付金を充当して行う業務について年度平均1%の業務の効率化を図っている。</p>
	<p>・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。</p> <p>産総研におけるコスト構造は、人件費、減価償却費、その他の研究業務費となっている。産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、各事務・事業に係るコスト等の状況について言及はできないが、産総研全体として業務の見直し、コスト削減の努力を行い、運営費交付金を充当して行う業務について年度平均1%の業務の効率化を図っていることから、当該構造の各区分においても適切にコスト管理が行われているものと認識している。</p>

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：鉱工業の科学技術に関する研究及び開発 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。 	産総研の事務・事業間是有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、各事務・事業に係るコスト等の状況について、他の研究機関と比較することは困難であると考えている。
能 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。 	新たな勘定区分を設定する必要性は生じていないと考えている。
受 益 者 負 担 の 在 り 方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。 	産総研が行う研究開発は、特定の受益者等を対象として行う業務ではなく、基本的に対価を徴収すべきものではないと考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 	産総研が行う研究開発は、特定の受益者等を対象として行う業務ではなく、基本的に対価を徴収すべきものではないと考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。 	

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：鉱工業の科学技術に関する研究及び開発 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。 	
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	<p>経済産業省独立行政法人評価委員会が行った平成13年度業績評価の結果、経済産業省に属する5独立行政法人に対し「各法人は、中期計画に盛り込まれた業務達成の数量指標をすべて見直し、必要な指標の追加、水準の変更などを行うこと。」が留意事項の一つとして挙げられた。産総研ではこの指摘を受け検討の結果、特許出願件数、論文のインパクトファクター（I F）合計値、共同研究件数についてはこの時点においてすでに当初目標を達成していたもので、特許に関</p> <p>しては量の拡大から質の向上を図るため「実施契約件数」を導入。I F値に関しては、インパクトの大きい雑誌への掲載を通して幅広い成果普及を目指すとして目標設定基準の変更を行った。計量標準に関しては国際的な産業競争力強化のために標準供給の加速が必要として数値目標の上方修正を行った。共同研究件数に関しては、産学官連携の加速が必要として数値目標の上方修正を行った。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。 	<p>変更内容は以下のとおり</p> <p>特許に関し、16年度の年間出願件数1000件以上を、16年度の実施契約件数350件以上に変更。</p> <p>インパクトファクター（I F）に関し、16年度上位1000報のI F総数2500以上を、16年度上位2000</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 	<p>報</p> <p>のI F総数5000以上に変更</p> <p>計量標準に関し、中期目標期間末までに新たに158種類の供給開始を、中期目標期間末までに新たに200種類の供給開始に変更</p> <p>共同研究に関し、16年度年間1000件以上を実施を、16年度年間1400件以上を実施に変更</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。 		

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：地質の調査 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等		
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況		
		・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。	我が国の産業の発展、国民生活の安寧はもとより広く人類の持続的発展に貢献するため、我が国の技術開発及び科学研究に関する基本的な計画の要請に沿って、国土の利用や資源開発・環境保全に必要な不可欠な地質の調査及びこれらに共通的な技術課題について重点的に取り組むことを目的としている。	
		・当該目的が既に達成されているのではないか（達成されている場合、事務・事業の縮小、廃止等の見直しが必要な状況が生じていないか。）	地質の調査は国が取り組むべき長期的課題であり、知的基盤としての地質情報の整備は、「第2期科学技術基本計画」（平成13年3月閣議決定）において「知的基盤整備を戦略的・体系的に促進すべき」、「2010年を目途に世界最高水準の整備を目指す」とされている。地震（活断層）・火山等の自然災害の予知・防災や土壌汚染の管理・修復さらには地質構造活用等その重要性は益々高まっている。	
		・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。	我が国の中核的な地質調査研究機関として、地震・火山等の自然災害の予知・防災にとって重要な役割を担っており、本事務・事業については、経済産業省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところでもあり、目的の達成が困難となっている状況が生じているとは思われない。	
		・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。	我が国の中核的な地質調査研究機関として、地震・火山等の自然災害の予知・防災にとって重要な役割を担っており、本事務・事業については、経済産業省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところでもあり、有効性が低下しているとは思われない。	
	・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。	我が国の中核的な地質調査研究機関として、地震・火山等の自然災害の予知・防災にとって重要な役割を担っており、本事務・事業については、経済産業省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところでもあり、係る問題等が生じているとは思われない。		
	社会経済情勢の変化の状況	・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	知的基盤整備の必要性は一層高まっているところであり、国土の利用や資源開発・環境保全に必要な不可欠な地質の調査を重点的に取り組むことは益々重要になっていると思われる。	
	地との関係	国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見	・本事務・事業により、どのような効果があるか。	国土の利用や資源開発・環境保全に必要な不可欠な、地質情報の組織化と体系的集積・発信、深部地質環境の調査・研究、地震・活断層及び火山の調査・研究を実施することにより、我が国の産業の発展、国民生活の向上に貢献するものと考えられる。
		・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。	知的基盤整備の促進が損なわれ、国民生活及び社会経済の安定等に支障をきたす恐れがある。	

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：地質の調査 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等	
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。 	<p>国土の保全は国の責務である。国土の利用や資源開発・環境保全に必要な不可欠な地質の調査は公共性の高い事業であり、国が関与しないとなった場合には、本事務・事業が体系的・網羅的に推進されず、国民生活及び社会経済の安定等に支障をきたす恐れがある。</p>
	利用者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 	<p>我が国の産業の発展、国民生活の向上に貢献するものであり、その成果は国民全体に還元されると思われる。</p>
	顧客・受益者等のニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 	<p>本事務・事業は、国土利用のための基盤情報の収集・分析、資源の探査、放射性廃棄物の地層処分、土壌環境や海洋環境などの環境保全、地震の予知予測、火山の噴火予知など、国民生活及び社会経済の安定等といった社会からの要請に関わる調査・研究でありニーズ等に沿ったものであると考える。</p>
	実態上の範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 	<p>受益者は国民全体に及ぶと考えられ、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとはなっていない。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。 	<p>受益者は国民全体に及ぶと考えられ、特定の者を過度に優遇するものとはなっていない。</p>
必要性	事務及び事業を制度的独占により行う（のみ記入） 制度的独占の必要性（制度的独占により行われている事務・事業についてののみ記入）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 	

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：地質の調査 関係）

項 目			独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
		・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	
		・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	係 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	・本独立行政法人の設立目的は何か。	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。
		・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	本事務・事業は設立目的を達成するため独立行政法人産業技術総合研究所法第11条で規定された業務である。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	他の事業と併せ一体的かつ総合的に行うことにより、より効率的、効果的に事業の促進が図られ、国土の利用や資源開発・環境保全に必要な不可欠な地質の調査及びこれらに共通的な技術課題について重点的に取り組むことができるものと思われる。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	他の事業と併せ一体的かつ総合的に行うことによる、より効率的、効果的な事業の促進というメリットが失われるという問題が生じるものと思われる。
	体 の財務状況	・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	独立行政法人設立時以降、独立行政法人制度を生かした取り組みとして、民間との共同研究の推進等によって大幅な自己収入の増加が図られているところである。

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：地質の調査 関係）

項 目	独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等	
<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 	<p>産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、本事務・事業のみをもって財務状況に影響を与えるか否かは言及できない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。 	<p>産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、本事務・事業の実施により行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況の判断はできないが、産総研全体として業務の見直し、コスト削減の努力を行い、運営費交付金を充当して行う業務について年度平均1%の業務の効率化を図っている。</p>	
<p>関連する事務及び事業の実施主体との分担関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。 	<p>産総研は国土の利用や資源開発・環境保全に必要な地質の調査という公共性の高い事業をこれまで行ってきており、民間で行うには困難な中立的な見地から科学的根拠と知見を提供しているものである。また、地震研究や火山研究等においては、その関係機関とも連携を図り実施しているものと認識している。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 	<p>上記の分担関係は変化していないものとする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の分担関係には、どのような効果があるか。 	<p>我が国を代表する地質調査の中核的機関として、産総研が一体的かつ総合的に当該業務を実施することで得られる成果により知的基盤整備が促進され、我が国の産業の発展、国民生活の向上に貢献するものと考えている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。 	<p>産総研が行っている事務・事業の性格上、分担関係を変更することは想定されない。</p>

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：地質の調査 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
現行の実施主体の組織形態 人事制度との関係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	独立行政法人制度を活かした、人材、資金面での重点化及び分野融合的な調査・研究の実施が可能となり、本事務・事業をより効率的かつ効果的に行うことができると思われる。
	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	国土の利用や資源開発・環境保全に必要な地質の調査は公共性の高い事業であり、民間の主体に委ねた場合、本事務・事業が体系的・網羅的に推進されず、国民生活及び社会経済の安定等に支障をきたす恐れがあると思われる。また、国が直接行うよりも独立行政法人制度を活かした業務の実施体制により、より効率的かつ効果的に行うことができるものと思われる。
	・ 本事務・事業を、なぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。	
	・ 本事務・事業を、公務員以外の者が担当することとした場合、どのような問題が生じるか。	
上等の状況に関する視点 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況	・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	研究の効率的推進、機動的な組織形態の維持、外部研究機関との連携、外部及び内部評価の充実、研究組織間の競争的環境の整備、外部委託の推進等、多くの取り組みが実施され、研究の量、質両面からの向上がみられる。
	・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	組織の改廃、個人評価制度の導入、特定の研究を加速させるための予算枠の確保等が、独立行政法人制度のメリットを十分に活かした理事長のトップマネジメントによって講じられているものと認識している。

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：地質の調査 関係）

項 目	独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<p>理事長のトップマネジメントにより、研究資源の集中投資による研究の効率的推進、再編・改廃などが行われ、今後も機動的な組織形態による業務運営が大いに期待できるものである。</p>
<p>効率化 質の向上等に係る指標等の動向</p>	<p>・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。</p> <p>業務運営効率の高い研究組織や制度の確立、研究の効率的推進、機動的な組織形態、外部研究機関との積極的な連携・協力、自己改革等を効率化の指標とし、産業技術の高度化及び新規産業の創出への貢献、研究の質的向上を図り研究成果を積極的に発信すること等を質の向上の指標としている。また、質の向上における数値目標として、特許の実施契約件数、共同研究の実施件数、論文発表数及び論文のインパクトファクター総数等を設定している。</p>
	<p>・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。</p> <p>機動的な組織の改廃、人材の流動化の促進、個人評価制度の導入、特定の研究を加速するための予算枠の確保等、効率的な取り組みがされてきており、定量的な指標も順調に伸びている。</p>
	<p>・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。</p> <p>産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、本事務・事業に係るコスト等の状況についての判断は困難であるが、産総研全体として業務の見直し、コスト削減の努力を行い、運営費交付金を充当して行う業務について年度平均1%の業務の効率化を図っている。</p>
	<p>・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。</p> <p>産総研におけるコスト構造は、人件費、減価償却費、その他の研究業務費となっている。産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、各事務・事業に係るコスト等の状況について言及はできないが、産総研全体として業務の見直し、コスト削減の努力を行い、運営費交付金を充当して行う業務について年度平均1%の業務の効率化を図っていることから、当該構造の各区分においても適切にコスト管理が行われているものと認識している。</p>

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：地質の調査 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。 	<p>産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、各事務・事業に係るコスト等の状況について、他の研究機関と比較することは困難であると考えている。</p>
能状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。 	<p>新たな勘定区分を設定する必要性は生じていないと考えている。</p>
受益者負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。 	<p>産総研が行う研究開発は、特定の受益者等を対象として行う業務ではなく、基本的に対価を徴収すべきものではないと考えている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 	<p>産総研が行う研究開発は、特定の受益者等を対象として行う業務ではなく、基本的に対価を徴収すべきものではないと考えている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。 	

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：地質の調査 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要とされていないか。 	
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果 <ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。 	<p>経済産業省独立行政法人評価委員会が行った平成13年度業績評価の結果、経済産業省に属する5独立行政法人に対し「各法人は、中期計画に盛り込まれた業務達成の数量指標をすべて見直し、必要な指標の追加、水準の変更などを行うこと。」が留意事項の一つとして挙げられた。産総研ではこの指摘を受け検討の結果、特許出願件数、論文のインパクトファクター（I F）合計値、共同研究件数についてはこの時点においてすでに当初目標を達成していたもので、特許に関</p> <p>しては量の拡大から質の向上を図るため「実施契約件数」を導入。I F値に関しては、インパクトの大きい雑誌への掲載を通して幅広い成果普及を目指すとして目標設定基準の変更を行った。計量標準に関しては国際的な産業競争力強化のために標準供給の加速が必要として数値目標の上方修正を行った。共同研究件数に関しては、産学官連携の加速が必要として数値目標の上方修正を行った。</p> <p>変更内容は以下のとおり</p> <p>特許に関し、16年度の年間出願件数1000件以上を、16年度の実施契約件数350件以上に変更。</p> <p>インパクトファクター（I F）に関し、16年度上位1000報のI F総数2500以上を、16年度上位2000報</p> <p>のI F総数5000以上に変更</p> <p>計量標準に関し、中期目標期間末までに新たに158種類の供給開始を、中期目標期間末までに新たに200種類の供給開始に変更</p> <p>共同研究に関し、16年度年間1000件以上を実施を、16年度年間1400件以上を実施に変更</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。 	

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：計量の標準 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等		
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 	我が国経済活動の国際市場での円滑な発展を担保するため、各種の試験、検査、分析結果の国際同等性を証明する技術的根拠や技術開発・産業化の基盤である計量の標準を整備するとともに、計量法施行業務の的確な実施を確保することを目的としている。
		<ul style="list-style-type: none"> ・当該目的が既に達成されているのではないか（達成されている場合、事務・事業の縮小、廃止等の見直しが必要な状況が生じていないか。） 	計量標準の整備は、国際的にも位置づけられた我が国唯一の国家計量標準機関としての産総研が、関係機関とも連携しつつ、総合的かつ強力に推進していく重要課題であり、「第2期科学技術基本計画」（平成13年3月閣議決定）において「知的基盤整備を戦略的・体系的に促進すべき」、「2010年を目途に世界最高水準の整備を目指すべく早急に整備を促進する」とされていることから、我が国経済活動の国際市場での円滑な発展を担保するため、今後も本事務・事業の継続的实施が必要である。	
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。 	本事務・事業については、経済産業省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところでもあり、目的の達成が困難となっている状況が生じているとは思われない。	
		<ul style="list-style-type: none"> ・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 	本事務・事業については、経済産業省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところでもあり、有効性が低下しているとは思われない。	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。 	本事務・事業については、経済産業省独立行政法人評価委員会においてもその実績が高く評価されているところでもあり、係る問題等が生じているとは思われない。	
	社会経済情勢の変化の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 	知的基盤整備の必要性は一層高まっているところであり、我が国経済活動の国際市場での円滑な発展を担保するため、各種の試験、検査、分析結果の国際同等性を証明する技術的根拠や技術開発・産業化の基盤である計量の標準を整備するとともに、計量法施行業務の的確な実施を確保することは益々重要になっていると思われる。	
		国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業により、どのような効果があるか。 	産業や国民生活の基盤となる計量標準を整備することにより、我が国経済活動の国際市場での円滑な発展に寄与するものとする。また、正確で公正な計量制度を維持することにより国民生活の安定が図られるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。 	知的基盤整備の促進が損なわれ、国民生活及び社会経済の安定等に支障をきたす恐れがある。		

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：計量の標準 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等	
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。 	計量標準の整備は、国際社会においても国としての責務であり、個人あるいは企業に私有されるべきものではなく、もし国が関与しないとなった場合には、産業や国民生活の基盤となる計量標準の整備及び普及が遅滞し、我が国経済活動の国際市場での円滑な発展が阻害される恐れがある。
	利用者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。 	我が国経済活動の国際市場での円滑な発展に貢献するものであり、その成果は国民全体に還元されると思われる。
	顧客、受益者等のニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。 	本事務・事業における計量標準の開発・維持・供給、特定計量器の基準適合性評価、次世代計量標準の開発、国際計量システムの構築、計量の教習と人材の育成などは、業務の停滞が許されない社会からの要請によるものでニーズ等に沿ったものであると考える。
	実態上の範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。 	受益者は国民全体に及ぶと考えられ、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとはなっていない。
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。 	受益者は国民全体に及ぶと考えられ、特定の者を過度に優遇するものとはなっていない。
必要性	事務及び事業を制度的独占により行う（のみに記入）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 	

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：計量の標準 関係）

項 目			独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
		・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。	
		・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	係 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係	・本独立行政法人の設立目的は何か。	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。
		・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。	本事務・事業は設立目的を達成するため独立行政法人産業技術総合研究所法第11条で規定された業務である。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。	他の事業と併せ一体的かつ総合的に行うことにより、より効率的、効果的に事業の促進が図られ、我が国経済活動の国際市場での円滑な発展を担保するための各種試験、検査、分析結果の国際同等性を証明する技術的根拠や技術開発・産業化の基盤である計量の標準の整備や、計量法施行業務の的確な実施を確保することできるものと思われる。
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。	他の事業と併せ一体的かつ総合的に行うことによる、より効率的、効果的な事業の促進というメリットが失われるという問題が生じるものと思われる。
	体 の財務状況	・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。	独立行政法人設立時以降、独立行政法人制度を生かした取り組みとして、民間との共同研究の推進等によって大幅な自己収入の増加が図られているところである。

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：計量の標準 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	・ 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。	産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、本事務・事業のみをもって財務状況に影響を与えるか否かは言及できない。
	・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。	産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、本事務・事業の実施により行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況の判断はできないが、産総研全体として業務の見直し、コスト削減の努力を行い、運営費交付金を充当して行う業務について年度平均1%の業務の効率化を図っている。
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。	国は計量標準の整備計画の策定など政策の企画立案をし、産総研は、国際社会における我が国を代表する機関として位置づけられており、我が国の国家計量標準・標準物質の整備・供給の大部分を担っている。
	・ 当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。	上記の分担関係は変化していないものとする。
	・ 現行の分担関係には、どのような効果があるか。	計量標準の国際的整合性の確保や、我が国における整備計画の策定は、我が国全体の利益を考えるべき立場にある国が実施することが適当。知的基盤を開発し普及させるためには、技術能力が不可欠であり、国家計量標準・標準物質の整備・供給は我が国を代表する機関としての産総研が中核となり実施することで我が国経済活動の国際市場での円滑な発展に貢献するものとする。
	・ 本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。	産総研が行っている事務・事業の性格上、分担関係を変更することは想定されない。

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：計量の標準 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
現行の実施主体の組織形態 人事制度との関係	・ 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。	独立行政法人制度を活かした、人材、資金面での重点化及び分野融合的な研究の実施が可能となり、本事務・事業をより効率的かつ効果的に行うことができると思われる。
	・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。	計量標準の整備は、国際社会においても国の責務であり、民間の主体に委ねた場合、本事務・事業が体系的・網羅的に推進されず、国民生活及び社会経済の安定等に支障をきたす恐れがあると思われる。また、国が直接行うよりも独立行政法人制度を活かした業務の実施体制により、より効率的かつ効果的に行うことができるものと思われる。
	・ 本事務・事業を、なぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。	
	・ 本事務・事業を、公務員以外の者が担当することとした場合、どのような問題が生じるか。	
上等の状況に関する視点 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況	・ 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。	研究の効率的推進、機動的な組織形態の維持、外部研究機関との連携、外部及び内部評価の充実、研究組織間の競争的環境の整備、外部委託の推進等、多くの取り組みが実施され、研究の量、質両面からの向上がみられる。
	・ 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。	組織の改廃、個人評価制度の導入、特定の研究を加速させるための予算枠の確保等が、独立行政法人制度のメリットを十分に活かした理事長のトップマネジメントによって講じられているものと認識している。

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：計量の標準 関係）

項 目	独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<p>理事長のトップマネジメントにより、研究資源の集中投資による研究の効率的推進、再編・改廃などが行われ、今後も機動的な組織形態による業務運営が大いに期待できるものである。</p>
<p>効率化 質の向上等に係る指標等の動向</p>	<p>・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。</p> <p>業務運営効率の高い研究組織や制度の確立、研究の効率的推進、機動的な組織形態、外部研究機関との積極的な連携・協力、自己改革等を効率化の指標とし、産業技術の高度化及び新規産業の創出への貢献、研究の質的向上を図り研究成果を積極的に発信すること等を質の向上の指標としている。また、質の向上における数値目標として、特許の実施契約件数、共同研究の実施件数、論文発表数及び論文のインパクトファクター総数等を設定している。</p>
	<p>・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。</p> <p>機動的な組織の改廃、人材の流動化の促進、個人評価制度の導入、特定の研究を加速するための予算枠の確保等、効率的な取り組みがされてきており、定量的な指標も順調に伸びている。</p>
	<p>・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。</p> <p>産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、本事務・事業に係るコスト等の状況についての判断は困難であるが、産総研全体として業務の見直し、コスト削減の努力を行い、運営費交付金を充当して行う業務について年度平均1%の業務の効率化を図っている。</p>
	<p>・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。</p> <p>産総研におけるコスト構造は、人件費、減価償却費、その他の研究業務費となっている。産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、各事務・事業に係るコスト等の状況について言及はできないが、産総研全体として業務の見直し、コスト削減の努力を行い、運営費交付金を充当して行う業務について年度平均1%の業務の効率化を図っていることから、当該構造の各区分においても適切にコスト管理が行われているものと認識している。</p>

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：計量の標準 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。 	<p>産総研の事務・事業間には有機的な連携のもと予算の執行をしていることから、各事務・事業に係るコスト等の状況について、他の研究機関と比較することは困難であると考えている。</p>
能 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。 	<p>新たな勘定区分を設定する必要性は生じていないと考えている。</p>
受 益 者 負 担 の 在 り 方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。 	<p>計量法に規定された計量器の校正については実費を超えない範囲の手数料、検査・検定については政令で定める手数料等を徴収している。</p>

独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等（作成単位：計量の標準 関係）

項 目		独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する見解等
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要とされていないか。 	<p>産総研は利益の獲得を目的とはしていないが、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、自己収入の更なる増加及び業務の効率化に努めるべきと考えている。しかしながら、特定の受益者等からの依頼等に応じて行う業務については、それらに係る原価相当の対価を徴収しており、現状では見直しの必要性はないと考えている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">過去の見直しの経緯及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。 	<p>経済産業省独立行政法人評価委員会が行った平成13年度業績評価の結果、経済産業省に属する5独立行政法人に対し「各法人は、中期計画に盛り込まれた業務達成の数量指標をすべて見直し、必要な指標の追加、水準の変更などを行うこと。」が留意事項の一つとして挙げられた。産総研ではこの指摘を受け検討の結果、特許出願件数、論文のインパクトファクター（IF）合計値、共同研究件数についてはこの時点においてすでに当初目標を達成していたもので、特許に</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 	<p>関しては量の拡大から質の向上を図るため「実施契約件数」を導入。IF値に関しては、インパクトの大きい雑誌への掲載を通して幅広い成果普及を目指すとして目標設定基準の変更を行った。計量標準に関しては国際的な産業競争力強化のために標準供給の加速が必要として数値目標の上方修正を行った。共同研究件数に関しては、産学官連携の加速が必要として数値目標の上方修正を行った。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 	<p>変更内容は以下のとおり 特許に関し、16年度の年間出願件数1000件以上を、16年度の実施契約件数350件以上に変更。 インパクトファクター（IF）に関し、16年度上位1000報のIF総数2500以上を、16年度上位2000</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 	<p>報 のIF総数5000以上に変更 計量標準に関し、中期目標期間末までに新たに158種類の供給開始を、中期目標期間末までに新たに200種類の供給開始に変更 共同研究に関し、16年度年間1000件以上を実施を、16年度年間1400件以上を実施に変更</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。 		